

国税庁長官 江 島 一 彦 殿

人事院総裁 川 本 裕 子

平成 1 3 年人事院指令 9—7（税務職俸給表の適用について）の一部改正について

- 1 平成 1 3 年人事院指令 9—7（税務職俸給表の適用について）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）（以下「規則」という。）第 3 条第 1 号の規定に基づき、企画専門官、税務分析専門官、 <u>監督評価官補、監督評価事務専門官</u> 、システム研究官、国税庁監察官補、 <u>国税庁監察事務専門官</u> 、 <u>税務相談官補</u> 、訟務専門官及び国税局に派遣されている監督評価官室総務係又は監察官総務係に勤務する職員を指定する。	1 人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）（以下「規則」という。）第 3 条第 1 号の規定に基づき、企画専門官、税務分析専門官、 <u>監督評価官補</u> 、システム研究官、国税庁監察官補、 <u>税務相談官補</u> 、訟務専門官及び国税局に派遣されている監督評価官室総務係又は監察官総務係に勤務する職員を指定する。

2 ～ 4 (略)	2 ～ 4 (略)
----------------	----------------

2 この指令は、令和 8 年 7 月 1 0 日から施行する。